

回覧

令和8年6月26日

町民各位

社会福祉法人
酒々井町社会福祉協議会
会長 斉藤 廣
(公印省略)

令和8年度社会福祉協議会一般会費について（依頼）

梅雨の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

社会福祉協議会は、自主性・主体性の強化と事業の充実、そして社会福祉活動への住民参加・参画の推進などを目的に住民による会員制度をとっています。

社会福祉協議会を支える財源は会員皆さんの会費が基盤となり、地域における福祉活動を推進するための事業に活用されています。

ついては、より一層充実した事業を推進していくため、会費納入について、皆様方の深いご理解とご協力をお願いします。

記

1. 期 間 7月1日（水）～7月31日（金）

2. 納入方法 一般会費は1世帯500円を目安にお願いします。
会費の納入については、各区・自治会長さんを通じて納入をお願いします。

なお、現在特別会費をいただいている方については、特別会費納入期間（12月1日～12月31日）に赤十字奉仕団の役員が直接伺います。

令和8年度

社会福祉法人 酒々井町社会福祉協議会

会費ご協力のお願い

社会福祉協議会（社協）は、住民のみなさんと共に誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざし、より良い生活を実現することを目的とし、設置された民間の福祉団体です。

会費は通年募集していますが、一般会費につきましてはおおむね7月中に、自治会等を通じてみなさんに納入をお願いしています。

「社協」は、自主性・主体性の強化と充実、そして、社協活動への住民参加・参画の推進などを目的に、会員制度をとっております。

「社協」を支える財源は、会員のみなさんの会費が基盤となっています。

近年では、福祉需要が増加する一方で「社協」の会費収入は減少する傾向にあり、地域福祉活動を支える財政状況は大変厳しいものとなっています。

そのような中、誠に恐縮ですが、「社協」の活動趣旨に賛同いただき、各自治会等での「社協」会費予算の見直し・確保について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

社協会費Q&A

Q. 「社会福祉協議会」って何？

A. 社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする」団体として位置づけられた民間の福祉団体です。

誰もが地域で安心してその人らしく暮らせるまちを目指して、地域住民・関係団体と協力し、様々な福祉活動を行っています。

Q. 会費は強制なの？

A. いいえ、強制ではありません。社協の趣旨に賛同いただいた方に納入をお願いしています。

Q. 会員になった覚えはないし、なぜ会費を集めるの？

A. 町民全員の方が会員との考えのもと、会費をお願いしています。金額は、会員規程に基づいて一世帯年額500円としています。

社協の財源は町からの補助金のほか、町民の皆様からいただく会費や寄付金により成り立っています。この会費が地域に必要な福祉事業を行うための貴重な財源となっています。町民の皆様が会員となることで、その会費をもとに地域福祉を推進するという、住民相互の支え

Q. 会費で職員の給料を払っているの？

A. 人件費は町からの補助金等で賄っています。会費はすべて事業費に使われます。



会費の種類と昨年度実績



一般会費	1世帯 500円	7月1日～31日まで、自治会等を通じてみなさんに加入をお願いしました。	1,224,500円
井戸っこ会費	1口 500円	社会福祉協議会窓口、各種イベントで受付し、『井戸っこバッジ』を進呈しました。	18口 9,000円
特別会費	1口 1,000円	会員各位からの御協力頂きました。	287件 844,000円

令和7年度実績 合計 2,077,500円

一般・特別会費の使い道

●地域福祉活動推進事業

★給食サービスをボランティア団体「菜のはな会」の協力により、75歳以上の世帯で食事の支度が困難な方に、心のこもった手作りのお弁当を配布します。

【令和7年度実績】 ・対象者 63名 ・配食回数 34回
・配食数 1,782食

★ボランティア活動の推進及び養成とし、ボランティア協議会の活動支援を行います。

【令和7年度実績】 ・登録ボランティア数 7団体 116名
・各種ボランティア講座の開催 6回

●心配ごと相談事業

毎週木曜日を相談日とし、第1・3・5木曜日に心配ごと相談、第2・4木曜日に弁護士による法律相談を実施し、無料相談所を開設します。

【令和7年度実績】 ・延べ相談件数 110件
(心配ごと相談 6件、法律相談 104件)

●調査・研究・企画・宣伝事業

社協のPR活動として、年4回(4・7・10・1月)に広報紙を発行します。

【令和7年度実績】 ・発行部数 4,750部 ・新聞折込 4,400部
・配布場所 町内23か所(公共施設、病院等)

※本年度についても、昨年同様みなさんからご協力いただいた会費は、福祉のまちづくりのために役立たせていただきます。

問い合わせ 酒々井町社会福祉協議会 TEL 043-496-6635
FAX 043-496-5245

社会福祉法人

酒々井町社会福祉協議会



社会福祉協議会とは？

酒々井町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置づけられた、地域福祉の推進を目的とした事業を行う民間の団体です。

町民における社会福祉事業の連絡調整を行なう組織として、全町民を会員とした住民主体の理念に基づき、地域住民をはじめ、社会福祉関係者や行政機関等と協働し、福祉サービスの充実をめざし「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまち」を築くことを目的に様々な事業に取り組んでいます。

《問い合わせ》

酒々井町社会福祉協議会

〒285-0922 印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

(酒々井町役場西庁舎1階)

TEL 043(496)6635
FAX 043(496)5245

メールアドレス info@shisuisyakyo.or.jp

ホームページ <https://shisuisyakyo.or.jp/>

☆自主財源の確保

・社会福祉協議会会費

- ア. 一般会費(1世帯500円)……毎年7月に自治会等を経由してお願いしています。
- イ. 井戸っこ会費(1口500円) ……社協窓口・各種イベントで受付
- ウ. 特別会費(1口1,000円以上) ……12月に各地域の赤十字奉仕団が訪問します。

【会費の使われ方】

- ・在宅福祉推進事業（給食サービス等）・法律、心配ごと相談事業
- ・ボランティア活動の推進 ・広報活動

・チャリティー事業の開催、ふくしの箱(募金箱)の設置

町内18ヶ所に
設置されています!



☆ワンコインサービス

70歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯、障がい者のいる世帯、乳幼児または妊産婦のいる世帯等で、日常生活の「ちょっとした困りごと」を、地域の登録ボランティアが代わりに行う、有償のボランティアサービスです。利用料金の目安として、15分程度の軽作業は100円、30分程度の軽作業は500円です。

☆在宅福祉推進事業

・給食サービス

75歳以上の世帯で食事の支度が困難な方に、見守りを兼ねて第1、3、5木曜日にお弁当をお届けしています。

・朗読サービス

目の不自由な方等に町の広報等をCDに録音してお届けしています。

・生活援助用具の貸出し

身体の不自由な方に介護用品（車いす、電動ベッド等）を無料で6か月間貸し出しをしています。ただし、介護保険制度の対象となる方は、その制度が優先されます。

(※在車に限りがありますので、事前にお問い合わせください)



☆相談事業

- ・法律相談 ……毎月第2・4木曜日 13時～16時
弁護士による相談 (一人30分 先着6名まで)
- ・心配ごと相談 ……毎月第1・3・5木曜日 13時～16時
専門相談員と一般相談員(民生委員)による相談

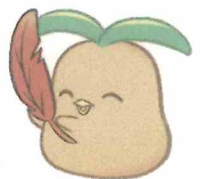
※相談は予約制で、実施日の3日前までに予約が必要です。

☆共同募金運動

・赤い羽根共同募金運動

10月に自治会等を経由し、1世帯500円を目安にご協力をお願いしています。集められた募金は、千葉県共同募金会へ送られ、翌年「配分計画」に基づき、酒々井町の福祉向上のための活動や、民間の社会福祉事業のために役立てられています。

千葉県共同募金公式
キャラクター「ひわびよ」



・歳末たすけあい募金運動

12月に自治会等を経由し、1世帯200円を目安にご協力をお願いしています。集められた募金は、在宅福祉推進事業、防災用備蓄品購入等の資金として活用されます。

☆デマンド交通事業「しずいふれ愛タクシー」(町受託事業)

全町民を対象とし、ご自宅から目的地までの交通手段として乗合タクシー方式で運行しています。利用にあたっては、事前登録のうえ、予約が必要です。

利用料については、町内（さくら斎場を含む）1人片道300円、町外（成田赤十字病院・日医大千葉北総病院直通）1人片道500円です。



☆介護支援ボランティア制度(町受託事業)

65歳以上の方が介護保険施設でのボランティア活動をすることにより、介護予防と生きがいづくりを目的とした制度です。

実績に応じたポイントが付与され、最大5,000円の交付金が支給されます。

☆ふれあいサロン「かざぐるま」

傾聴ボランティア「かざぐるま」の協力により実施しており、誰もが気軽に集まれる場を開設しています。

日時：原則毎月第1金曜日 10時から11時30分まで

場所：中央公民館 講堂（1階）



☆日常生活自立支援事業

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由が利かない方が地域で安心して生活できるように支援する有料の福祉サービスです。

☆各種貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者等の世帯を対象に必要な資金を貸し付ける制度です。

- ・善意銀行
- ・生活福祉資金

☆高齢者の福祉

水仙クラブ連合会の活動の支援、充実に努め、ハイキング等の事業を実施しています。また、米寿を迎えられた皆さんに祝品を贈ります。

☆障がい者(児)の福祉

障がいのある方の福祉増進と理解の普及に努めています。また、手をつなぐ親の会の支援を行っています。

☆ひとり親家庭の福祉

町白ゆり会（母子寡婦福祉会）の活動の支援や、親子ふれあい旅行を実施しています。また、交通遺児への見舞金等を支給しています。



☆その他の事業

- ・広報紙「社協しずい」の発行（年4回 4月・7月・10月・1月）
- ・児童や生徒への福祉に対する関心と正しい理解を深めてもらうための福祉教育を実施しています。
- ・日本赤十字社酒々井町分区として、活動資金の募集や災害救援物資、見舞金等を配布しています。
- ・大室台小学校放課後児童クラブ（町受託事業）の一部を運営しています。

☆しすい健康ふくしフェスティバル

幅広く地域福祉と健康について考える場として、「しすい健康ふくしフェスティバル」を町と共催で開催します。

☆ボランティアの推進

自分のできることを地域で生かすためのきっかけを提供します。みなさんのやる気を応援します。

- ボランティア活動に関する相談
- ボランティア情報の収集
- ボランティアの登録や紹介
- 各種ボランティア講座の開催
- ボランティアグループの活動支援



社会福祉協議会のボランティア協議会に加入している団体

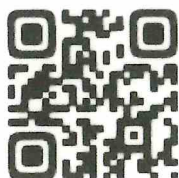
各団体では、新規入会者を募集しています。

★ボランティア活動に興味がある方、参加したい方は社会福祉協議会までお問合せください。

団体名	活動内容
給食サービス 「菜のはな会」	75歳以上の世帯で食事の支度が困難な方に、見守りを兼ねて心のこもった手作りのお弁当をお届けしています。
朗読奉仕グループ 「虹」	目の不自由な方等に町の広報紙等をCDに録音してお届けしています。
手話を学ぶ会 「仲間」	手話を通して聴覚障害者の方と交流を深めながら、手話技術を学ぶため、毎月第2、3、4木曜日に活動しています。
更生保護女性会	地域社会の犯罪予防と犯罪や非行に陥った人の更生に協力しています。保護司等の活動に対する協力や更生施設の訪問をしています。
明るい社会づくり 運動北総協議会 酒々井支部	環境美化活動などを行っています。また、小中学生の出展による「明るい社会づくりポスター展」を開催しています。
傾聴ボランティア かざぐるま	傾聴活動を通じ明るい地域づくりのための活動を行っています。毎月第1金曜日にふれあいサロン「かざぐるま」を開設しています。
住みよい酒々井を つくる防災の会	災害対策コーディネーター及び防災士で組織した防災専門の団体です。地域防災の普及等を支援しています。

社会福祉協議会の情報はこちらから

〈ホームページ〉



〈Facebook〉



〈X (旧 Twitter)〉



〈Instagram〉



〈公式LINE〉

